

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 5 件

## 静岡国民年金 事案 1537 (事案 1014 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

前回、私が21歳か22歳の頃、役場から「国民年金保険料が2年分払えるから来てくれないか。」との電話を受けて、役場の2階で国民年金の加入手続を行うとともに2年間分の未納保険料をまとめて納付したとしたが、時期はこれに近い頃で寒い季節であり、納付額も前に述べたほど高額ではなかったと思う。そのほかの部分の記憶については変わり無いが2年分遡って納付したことに間違いは無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、21歳か22歳(昭和51年前後)の頃、役場2階で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由からも、この頃に加入手続を行ったと推測されること、ii) 申立人は、加入手続と同時に未納であった2年間分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、昭和52年2月時点では、申立期間のうち、49年2月から同年12月までの国民年金保険料は既に時効であり、納付することはできなかったと考えられること、iii) 申立人が記憶する申立期間の保険料額と実際の保険料額とは大きく異なる上、申立人が居住する町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納とされていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、加入手続等を行った時期について、当初21歳か22歳頃であると主張したのは、過去2年分の国民年金保険料を納付した記憶があったので、全ての未納保険料を納付したのではないかとの思いから述べたものであり、それに近い寒い時期に加入手続及び過去2年分の保険料を納付したことは間違いないので再度調査をしてもらいたいとして、再申立てを行っているところ、申立人の主張には一応の理解ができることから当委員会において改めて調査及び審議を行った。上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年2月に払い出されていることから、この頃、加入手続が行われたと推測されるが、申立人の加入手続の時期について再度種々の調査を行ったところ、同年1月であった可能性も否定できないことから、当該時点であれば、申立人は、申立期間のうち49年10月以降の保険料を遡って納付することが可能であった。

また、申立人が町から勧奨を受けて加入手続を行ったとする主張は、申立人の年金記録から見ると、当初の加入の経緯として不自然さは無いほか、申立人が居住する町では、申立期間当時、社会保険事務所（当時）職員が役場庁舎に出張して手続や相談を行う際の会場は役場2階であったとしていることから、申立人の保険料の納付場所に係る記憶と合致する上、過年度保険料を納付することも可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで

「ねんきん特別便」では、私は昭和 56 年 1 月 12 日に資格を取得したとされているが、私の年金手帳には、厚生年金保険の資格を喪失した 55 年 4 月 27 日に初めて国民年金の資格を取得したと記載されている。私は、退職する際に勤務先から、国民年金に未加入期間が発生しないよう手続することを指導されており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人が申立期間について国民年金の被保険者資格を有していたことを示す記載が確認できることから、申立人に対して、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたものと推認できる。

また、申立人は国民年金の加入期間中に保険料の未納は無く、申立期間後の国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に遅滞無く励行していることが確認できることから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高いと考えられ、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年4月から同年12月まで

私は、申立期間当時に納付書の送付があったので、社会保険事務所（当時）や金融機関などで保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、曖昧な記憶に基づく申立てであるとしており、申立人から申立期間に係る国民年金保険料の納付等について具体的な主張を得ることはできず、申立期間当時の状況は不明であり、保険料を納付していたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立期間は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進された時期であることを踏まえると、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1540

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

私は、退職後の年金の加入期間に空白が生じないように、会社で退職に伴う諸手続の説明を受け、その翌日に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年2月に、この当時居住した市で国民年金加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人が申立期間後に転入した他市で平成元年3月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金加入手続を行ったものと推認できる。また、申立人は、上記の転入日をもって国民年金被保険者資格を取得したとされており、申立期間は国民年金に未加入とされていることから、申立人に対して申立期間に係る納付書が発行されることは無かったとみられ、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳でも、申立期間について被保険者資格を有していた記載は無い上、申立期間当時居住した市で申立人の被保険者名簿が作成されたこともうかがえず、申立期間が国民年金に未加入とされているオンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>も無い。

加えて、申立人が述べる保険料納付額も、申立期間当時の保険料額と乖離<sup>かいり</sup>している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1541

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私と妻は婚姻後、私の父親から将来のため国民年金に加入するようにと勧められ、昭和40年4月頃、妻が夫婦の国民年金加入手続を行ったことを鮮明に記憶している。保険料の納付も妻が夫婦分を合わせて定期的に市役所、金融機関で納付したり、町内の集金で納付したりしていたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和40年4月頃に国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料の納付もその妻が行っていたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の年金記録から、50年1月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、上記加入手続が行われた当時であれば、申立人は、第2回特例納付制度（昭和49年1月から50年12月まで実施）を利用することにより、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人の妻は、申立期間当時から定期的に保険料を納付していたとするのみで、期間を遡って納付したかどうか分からないとしていることから、申立期間の保険料を特例納付したとは推認し難い。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間の保険料は未納とさ



れており、オンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私と夫は婚姻後、義父から将来のため国民年金に加入するようにと勧められ、昭和40年4月頃、私が夫婦の国民年金加入手続を行った。保険料も私が夫婦分を合わせて定期的に納付していたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月頃に国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の年金記録から、50年1月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続が行われた当時であれば、申立人は、第2回特例納付制度（昭和49年1月から50年12月まで実施）を利用することにより、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人は、申立期間当時から定期的に保険料を納付していたとするのみで、期間を遡って納付したかどうか分からないとしていることから、申立期間の保険料を特例納付したとは推認し難い。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期

間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 7 月まで

母が昭和 60 年頃に市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。ある時期に督促状が届き、市役所窓口に向いたところ、未納期間があることを知らされ、一括ではとても払えない額であったので分割して保険料を納付した。その後は継続して保険料を納付しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成 3 年 10 月に払い出されたことが確認でき、申立人の前後の同記号番号の被保険者の状況、及び申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は同年 8 月下旬から 9 月上旬までの間に初めて国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつた上、加入手続時点で申立期間は既に時効のため、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、i) 督促状を受けて保険料を納付したことは記憶するものの、国民年金の加入手続、督促状が届いた時期及び督促を受けた期間等についての記憶は曖昧であること、ii) 「ある時期に督促状が届き、市役所に相談しに行った際、一括では納付できない金額であったため、何回かに分けて納付した。」と述べているところ、上記加入手続時点で時効前であり遡って納付することが可能であった平成元年 8 月以降の保険料が納付済みとされているこ

とから、同年同月以降について遡って行った保険料の納付を申立期間に係る納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。